

〔問 2〕 労働基準法に定める年次有給休暇に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

ア 使用者は、労働基準法第 32 条の 3 の規定によりその労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねる、いわゆるフレックスタイム制の適用を受ける労働者についても、同法第 39 条第 6 項に定める年次有給休暇の計画的付与の対象とすることができる。

イ 労働基準法第 39 条の規定による年次有給休暇の期間又は時間については、平均賃金、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金又は健康保険法第 99 条第 1 項に定める標準報酬日額に相当する金額のいずれかを、年次有給休暇を取得した労働者の指定するところに従い支払わなければならない。

ウ 労働基準法第 39 条に定める年次有給休暇の付与要件の 1 つである「継続勤務」には、私傷病により休職とされていた者が復職した場合の当該休職期間は含まれない。

エ 労働基準法第 136 条の規定において、使用者は、同法第 39 条の規定による年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしてはならないことが罰則付きで定められている。

オ 労働基準法第 39 条第 4 項の規定により、労働者が、例えばある日の午前 9 時から午前 10 時までの 1 時間という時間を単位としての年次有給休暇の請求を行った場合において、使用者は、そのような短時間であってもその時間に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げるときは、同条第 5 項のいわゆる時季変更権を行使することができる。

A (アとイ)                      B (アとオ)                      C (イとウ)

D (ウとエ)                      E (エとオ)

第45回(平成25年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

## 1 合格基準及び配点

### (1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点21点以上かつ各科目3点以上（ただし、社会保険に関する一般常識は1点以上、労働者災害補償保険法及び雇用保険法、健康保険法は2点以上）である者
- ② 択一式試験は、総得点46点以上かつ各科目4点以上である者
- ※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問 1 点とし、1 科目 5 点満点、合計 40 点満点とする。  
② 択一式試験は、各問 1 点とし、1 科目 10 点満点、合計 70 点満点とする。

## 2 試験問題の正答

| 試験科目           | 出題形式 | 選択式 |   |   |   |   | 択一式 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|----------------|------|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|                |      | A   | B | C | D | E | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 労働基準法及び労働安全衛生法 |      | ⑬   | ④ | ⑫ | ⑰ | ① | A   | B | B | B | A | E | E | C | D | E  |